

入会金及び会費規程

改訂 2019 年 8 月 13 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、「協会」という）定款第 10 条の規定に基づき、協会の入会金及び会費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第 2 条 正会員の入会金は、2,000 円とする。

(会費)

第 3 条 会費は次の通りとする。

- | | | |
|----------|----|----------|
| (1) 正会員 | 年額 | 10,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 年額 | 10,000 円 |

(会員期間)

第 4 条 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までを会員期間とする。

(会費の納入)

第 5 条 正会員および賛助会員は、前 3 条の入会金及び会費（以下「会費」という）を毎年 8 月 31 日までに、会員登録申込書と誓約書（未成年の場合は親権者同意書も必要）を添えて協会に納入しなければならない。

- 2 会員登録申込書、誓約書ならびに親権者同意書（未成年のみ）の提出をもって、協会の定める規程の全ての条件に同意したものとみなす。

(会員資格の更新)

第 6 条 正会員および賛助会員は、当該年度の会費納入を完了することにより会員資格が更新される。

- 2 期限までに会員資格更新を完了しなかった場合は、自然退会したものとみなす。

(会費の徴収委任)

第 7 条 会長は、正会員および賛助会員の会員登録申込書の取りまとめと会費の徴収を、各チーム代表に委任するものとする。この場合、各チーム代表は、責任をもって、毎年 9 月 30 日までに、会員登録申込書の取りまとめと年会費を協会に納入しなければならない。

(退会事由及び手続き)

第 8 条 本会を退会しようとする会員は、第 6 条 2 の定めに関わらず理事会において所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前号または第 6 条 2 により会員資格を喪失した場合、原則として既納の会費、登録料は返還しない。但し退会時に会費、登録料の滞納がある場合には、滞納した会費、登録料を納入しなければならない。
- 3 退会した後において、在籍中に知りえた本会の秘密を第三者に開示もしくは漏洩してはな

らない。

- 4 また本会や本会の加盟チームにソーシャルニュースメディア等で不利益を与えるような行為をしてはならない。

(規格外事項)

第9条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長で決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は平成26年6月21日から施行する。

平成29年5月9日 一部改訂

平成30年5月18日 一部改訂

2019年8月13日 一部改訂